証券コード　3917
2021年６月14日

株　主　各　位

東京都港区麻布台一丁目11番９号
株式会社アイリッジ
代表取締役社長　小　田　健太郎

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　新型コロナウイルスの状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先とし、株主の皆様におかれましては、事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日の健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただきますよう強くお願い申しあげます。
　なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前９時30分を予定しております。）

2. 場　　所　東京都港区北青山三丁目６番８号
ザ ストリングス表参道　３Ｆ　パークアヴェニュー
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項
1. 第13期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第２号議案　当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

【株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議決権の行使は郵送で行い、当日のご来場の自粛をご検討ください。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置として、座席間隔を拡げることからご用意できる席数に限りがあります。このため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますのでご了承ください。

株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮して行う予定としております。

以上、ご理解とご協力の程よろしくお願い申しあげます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（https://iridge.jp）に掲載させていただきます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://iridge.jp）に掲載しております。

① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://iridge.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

1．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループは、「Tech Tomorrow ～テクノロジーを活用して、わたしたちがつくった新しいサービスで、昨日よりも便利な生活を創る～」をミッションとして掲げ、「アプリ開発×O2O/OMO(注１）ソリューション」を軸に、企業と顧客間のコミュニケーションや顧客のエンゲージメントを高めるためのサービスを展開しています。具体的には、デジタル・フィジカルマーケティング領域として、企業向けにアプリの企画・開発・運用支援やクラウド（SaaS）型で提供するファン育成プラットフォーム「FANSHIP」の企画・開発・運用に加え、アプリマーケティング等のデジタルマーケティングからイベントや店舗集客促進等のリアルプロモーションまで、オンライン・オフライン問わず、O2O/OMOマーケティングの企画・実行支援を幅広く行っています。また、新事業領域では、主に、地域で発行・利用可能な通貨や商品券を電子化し流通させるデジタル地域通貨プラットフォーム「MoneyEasy」を企画・開発・運用しています。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済活動が大きく制限され、依然として厳しい状況となりました。経済活動は持ち直しの動きがみられるものの、引き続き不透明な状況が続いています。このような経済環境の中、デジタル・フィジカルマーケティング領域においては、リアルプロモーション関連を中心に、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等により、顧客企業の予算縮小やプロモーションの延期・中止といった影響を受けました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費者の購買行動の急激なオンライン化や企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進強化・デジタル投資の拡大を背景に、デジタルマーケティング関連は堅調に推移しました。特に当連結会計年度後半にかけて、アプリ開発やアプリマーケティングを中心とした需要が高まり、顧客企業においても予算拡大が見られ、新規の引き合いも増加しました。また、新規事業領域においては、東京都世田谷区のデジタル地域通貨「せたがやPay」に当社グループの「MoneyEasy」が採択される等、地方自治体の経済支援策の一環としてデジタル地域通貨サービスの引き合いも増加しました。

この結果、売上高4,363,138千円（前連結会計年度比18.3％減）、営業利益113,054千円（前連結会計年度比1.6％減）となり、経常利益は122,208千円（前連結会計年度比6.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12,655千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失81,509千円）となりました。

（注１）　O2O/OMO (Online to Offline/Online Merges with Offline)とは、アプリ等（オンライン）から店舗等（オフライン）への送客を促すマーケティング施策や、オンラインとオフラインの取組みを融合し、店舗とインターネットの垣根を越えた最適な顧客体験を提供するマーケティング施策のことをいいます。

当社グループは、デジタル・フィジカルマーケティング関連事業を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、記載を省略しています。なお、当連結会計年度より、事業内容をより明瞭にするため、従来「Ｏ２Ｏ関連事業」としていた報告セグメントの名称を「デジタル・フィジカルマーケティング関連事業」に変更しています。当該変更は名称の変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

以下では当社グループの販売実績を、サービス別に「月額報酬」と「アプリ開発、コンサル、プロモーション等」に区分しています。

サービスの名称	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）		当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）		
	販売高 （千円）	構成比 （％）	販売高 （千円）	構成比 （％）	前年同期比 増減（％）
月額報酬	782,101	14.7	998,887	22.9	27.7
アプリ開発、 コンサル、 プロモーション等	4,555,205	85.3	3,364,251	77.1	△26.1
合　計	5,337,307	100.0	4,363,138	100.0	△18.3

月額報酬は、

ａ．FANSHIPのサービス利用料（利用ユーザー数に応じた従量制）

ｂ．アプリのシステム保守料等

から構成されています。

アプリ開発、コンサル、プロモーション等は主に、

ａ．アプリの企画・開発に伴う収入

ｂ．アプリマーケティングに伴う収入

ｃ．広告・販売プロモーションに伴う収入

から構成されています。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は161,005千円であります。その主なものは、Ｏ２Ｏ関連サービスに係るソフトウエア開発、本社オフィスの縮小に伴う設計・内装費用等であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

2021年３月16日に第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当）による新株式発行により191,166千円を調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (2018年７月期)	第 11 期 (2019年３月期)	第 12 期 (2020年３月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売　上　高　(千円)	―	3,261,747	5,337,307	4,363,138
経　常　利　益　(千円)	―	15,654	114,353	122,208
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）　(千円)	―	△26,767	△81,509	12,655
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）　(円)	―	△4.07	△12.26	1.88
総　資　産　(千円)	―	3,520,521	3,784,532	4,142,747
純　資　産　(千円)	―	2,806,291	2,768,740	2,913,660
１株当たり純資産　(円)	―	385.29	374.02	385.72

(注) 1. 第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期の各数値は記載しておりません。

2. 第11期（2019年３月期）は、決算期変更（７月31日から３月31日へ変更）に伴い、８か月の変則決算となっています。

3. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (2018年７月期)	第 11 期 (2019年３月期)	第 12 期 (2020年３月期)	第 13 期 (当事業年度) (2021年３月期)
売　上　高　(千円)	1,540,229	1,242,278	2,582,619	2,752,103
経常利益又は経常損失(△)　(千円)	43,760	△19,528	108,016	330,416
当期純利益又は当期純損失(△)　(千円)	28,156	△15,742	78,187	192,464
１株当たり当期純利益 又は１株当たり当期純損失(△)　(円)	4.91	△2.39	11.76	28.60
総　資　産　(千円)	2,691,904	2,634,717	3,204,048	3,816,665
純　資　産　(千円)	2,455,770	2,324,835	2,455,530	2,853,907
１株当たり純資産　(円)	375.41	352.45	366.05	410.32

(注) 1. 第11期(2019年３月期)は、決算期変更(７月31日から３月31日へ変更)に伴い、８か月の変則決算となっています。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日)等を第11期期首から適用しており、第10期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

3. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資金比率又は議決権比率	主要な事業内容
株式会社Ｑｏｉｌ（注）	60,000千円	80.0%	マーケティング事業
株式会社フィノバレー	75,000千円	92.1%	デジタル地域通貨事業

（注） 2021年４月１日付で株式会社DGマーケティングデザインは、株式会社Ｑｏｉｌに商号変更しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、経済活動は持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期が現状も見通せず、引き続き先行きは不透明な状況にあります。当社グループにおいては、短期的にはリアルプロモーション関連領域を中心に一定の影響が継続することが懸念されますが、企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進強化・デジタル投資の拡大を背景に、アプリ開発やアプリマーケティングを中心としたデジタルマーケティング領域の需要は今後も急速かつ継続的に拡大するものと捉えております。

このような経営環境の中、当社グループの対処すべき課題は次のとおりです。

① デジタル・フィジカルマーケティング領域のさらなる成長

当社グループは、「FANSHIP」を中心としたクラウド（SaaS）型プロダクト・ソリューションの強化及び拡充と、顧客企業のニーズに合わせたプロフェッショナルサービス強化の両輪での、さらなる成長を目指します。具体的には、既存プロダクトである「FANSHIP」の機能強化に加え、アプリ関連以外のDX（デジタル・トランスフォーメーション）ソリューションを拡充し、月額報酬の拡大を図ります。また、顧客企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）による事業成長を支援するプロフェッショナルサービス拡充に向け、業界毎のノウハウを蓄積し、提供サービスの付加価値の向上に取り組みます。

② 新規事業の展開、収益化

当社グループは、継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長に加

え、様々な新規事業に取り組み続けることが重要と考え、これまでデジタル地域通貨プラットフォーム「MoneyEasy」やクラウド型工数管理サービス「Co-Assign」等の新規事業を展開してきました。今後も新規事業の創出に継続的に取り組むことに加え、収益化を加速させるべく、投資を強化していきます。

③　優秀な人材の採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を採用し、営業体制、開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えています。当社グループのミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、働きやすい職場環境の構築、モチベーション向上に繋がる人事制度の構築に取り組んでいきます。

④　システムの安定的稼働

当社グループは、インターネット上でのサービス提供を中心としており、システムの安定的な稼働が重要であると考えています。そのため、当社グループでは、サービス提供に係るシステムの保守・運用面の継続的な改善の他、長期的な視点に立ったシステム投資に取り組んでいきます。

⑤　戦略的な提携等による事業成長の加速

当社グループは、販売の促進・拡大の観点で、戦略的な提携等による事業基盤のさらなる拡大を進めていきます。なお、提携等を実施するにあたっては、既に有するサービス、技術、人材等とのシナジーを慎重に検討したうえで取り組んでいきます。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	主要なサービス・製品
デジタル・フィジカルマーケティング関連事業	・スマートフォンアプリの企画・開発・運用、顧客データ分析プラットフォームFANSHIPの提供 ・広告・販売プロモーションを主とするマーケティング企画・運用支援
その他の事業	・デジタル地域通貨プラットフォーム「MoneyEasy」を軸としたフィンテックソリューションの企画・開発・運用・保守

（注）当連結会計年度より、事業内容をより明瞭にするため、従来「Ｏ２Ｏ関連事業」としていた報告セグメントの名称を「デジタル・フィジカルマーケティング関連事業」に変更しております。当該変更は名称の変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

(6) 主要な事業所（2021年３月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本社	東京都港区

② 子会社

株式会社Ｑｏｉｌ	東京都目黒区
株式会社フィノバレー	東京都港区

(7) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

当社グループは、デジタル・フィジカルマーケティング関連事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメント別の記載はしておりません。

従業員数	前連結会計年度末比増減
177（２）名	14名増（２名減）

（注） 従業員数は就業人員（当社グループから社外への出向を除き、社外から当社グループへの出向を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む。）の最近１年間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121（１）名	15名増（2名減）	36.9歳	2.7年

（注） 従業員数は就業人員（当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む。）の最近１年間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借　入　先	借　入　残　高
株式会社りそな銀行	450,000千円

（注）1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当座貸越極度額の総額は500,000千円となります。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　19,000,000株

（2）発行済株式の総数　6,955,500株

（3）株主数　3,758名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
小田健太郎	2,275,000株	32.71%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	337,700	4.86
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	130,000	1.87
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	127,500	1.83
五味大輔	110,000	1.58
初雁益夫	100,000	1.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	96,300	1.38
マネックス証券株式会社	73,502	1.06
吉永聰志	53,000	0.76
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	47,200	0.68

（注）　持株比率は自己株式（170株）を控除して計算しています。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小田 健太郎	株式会社Ｑｏｉｌ 代表取締役社長 株式会社フィノバレー 取締役
取締役	梅元 建次朗	リーンインキュベーション部長
取締役	渡辺 智也	営業本部長 株式会社Ｑｏｉｌ 取締役
取締役	森田 亮平	経営管理本部長 株式会社Ｑｏｉｌ 監査役 株式会社フィノバレー 取締役
取締役（監査等委員）	松本 雄大	株式会社フィノバレー 監査役 株式会社Tech CFO office 代表取締役社長 京都大学経営管理大学院 非常勤講師
取締役（監査等委員）	有賀 貞一	AITコンサルティング株式会社 代表取締役 中央電力株式会社 取締役
取締役（監査等委員）	隈元 慶幸	堀総合法律事務所 所属弁護士 小倉クラッチ株式会社 社外監査役 株式会社オルトプラス 社外監査役

（注）1. 取締役（監査等委員）松本雄大氏、有賀貞一氏及び隈元慶幸氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 当社は、取締役（監査等委員）松本雄大氏、有賀貞一氏及び隈元慶幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4. 2021年２月26日をもって、踊契三氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時の担当は経営全般であり、重要な兼職は株式会社デジタルガレージ取締役がありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としています。

(3) 取締役の報酬等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	57,000千円 (—)	57,000千円 (—)	— (—)	— (—)	5名 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15,000 (15,000)	15,000 (15,000)	— (—)	— (—)	4 (4)
合計 （うち社外取締役）	72,000 (15,000)	72,000 (15,000)	— (—)	— (—)	9 (4)

（注）1. 上記には、2020年６月26日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した２名を含んでいます。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会で承認された方法に基づき決定しています。
4. 取締役（監査等委員）の報酬等の額は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役（監査等委員）の協議により決定しています。
5. 当事業年度において、社外取締役が当社の子会社から、役員として受けた報酬等はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外役員に関する他の法人等の重要な兼職の状況については、前頁の「(1) 取締役の状況（2021年３月31日現在)」に記載のとおりであります。

・取締役（監査等委員）松本雄大氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）有賀貞一氏
当社と中央電力株式会社とは、システム開発及び運用等において取引関係があります。

・取締役（監査等委員）限元慶幸氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 松本雄大	2020年６月26日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会10回の全てに出席しています。 主に公認会計士としての専門的見地から、財務・会計等に関する発言を行っています。
取締役（監査等委員） 有賀貞一	当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会12回の全てに出席しています。 主に上場会社での会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、発言を行っています。
取締役（監査等委員） 隈元慶幸	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回、監査等委員会12回のうち11回に出席しています。 主に弁護士としての専門的見地から、企業法務・コンプライアンス・ガバナンス等に関する発言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,500千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度の監査の実績等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の決議をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して支払っている非監査業務の内容は、「新収益認識基準に関する助言業務」および「コンフォートレター作成業務」であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識していますが、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えています。

そのため、今後の事業展開及び財務基盤強化のために必要な内部留保の確保を優先し、当面は無配を予定していますが、今後の経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当についても検討していきます。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定です。

なお、当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当に関する事項は取締役会の決議により定める旨、期末配当は３月31日、中間配当は９月30日を基準日とし、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めていますが、当社が剰余金の配当を実施する場合には、期末配当の年１回を基本的な方針としています。

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,498,428	流動負債	844,067
現金及び預金	1,440,086	買掛金	335,235
受取手形及び売掛金	811,459	１年内返済予定長期借入金	100,000
電子記録債権	27,499	未払法人税等	82,239
仕掛品	128,605	賞与引当金	161,450
その他	90,778	資産除去債務	6,168
固定資産	1,644,318	その他	158,974
有形固定資産	57,422	固定負債	385,019
建物及び構築物	46,765	長期借入金	350,000
その他	10,656	資産除去債務	35,019
無形固定資産	684,404	負債合計	1,229,086
のれん	475,422	（純資産の部）	
ソフトウエア	202,217	株主資本	2,682,815
その他	6,765	資本金	1,168,738
投資その他の資産	902,492	資本剰余金	1,250,937
投資有価証券	389,890	利益剰余金	263,410
繰延税金資産	441,623	自己株式	△270
その他	70,978	新株予約権	9,840
		非支配株主持分	221,004
		純資産合計	2,913,660
資産合計	4,142,747	負債純資産合計	4,142,747

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,363,138**
売上原価		**2,824,469**
売上総利益		**1,538,669**
販売費及び一般管理費		**1,425,615**
営業利益		**113,054**
営業外収益		
受取利息	13	
為替差益	294	
受取配当金	50	
受取手数料	664	
補助金収入	7,266	
雑収入	2,842	11,131
営業外費用		
支払利息	1,831	
雑損失	146	1,977
経常利益		**122,208**
特別損失		
投資有価証券評価損	59,620	
投資有価証券売却損	4,756	
減損損失	37,460	101,836
税金等調整前当期純利益		**20,372**
法人税、住民税及び事業税	91,984	
法人税等調整額	△53,806	38,177
当期純損失（△）		**△17,805**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△30,460**
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,655**

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,500,891**	**流動負債**	**589,558**
現金及び預金	879,886	買掛金	140,331
売掛金	481,767	１年内返済予定長期借入金	100,000
仕掛品	74,995	未払金	33,215
前払費用	20,110	未払費用	32,320
その他	44,132	未払法人税等	79,514
固定資産	**2,315,774**	未払消費税等	57,638
有形固定資産	**44,795**	前受金	6,445
建物	37,895	預り金	8,198
工具、器具及び備品	6,899	賞与引当金	131,892
無形固定資産	**221,835**	**固定負債**	**373,200**
のれん	14,058	資産除去債務	23,200
商標権	317	長期借入金	350,000
ソフトウエア	201,461	**負債合計**	**962,758**
ソフトウエア仮勘定	5,997	（純資産の部）	
投資その他の資産	**2,049,143**	**株主資本**	**2,844,066**
長期前払金	4,482	**資本金**	**1,168,738**
投資有価証券	369,810	**資本剰余金**	**1,190,709**
関係会社株式	1,541,255	資本準備金	1,161,738
敷金及び保証金	37,493	その他資本剰余金	28,971
繰延税金資産	96,102	**利益剰余金**	**484,890**
		その他利益剰余金	484,890
		繰越利益剰余金	484,890
		自己株式	**△270**
		新株予約権	**9,840**
		純資産合計	**2,853,907**
資産合計	**3,816,665**	**負債純資産合計**	**3,816,665**

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,752,103**
売上原価		**1,664,777**
売上総利益		**1,087,325**
販売費及び一般管理費		**770,319**
営業利益		**317,006**
営業外収益		
受取利息	7	
業務委託料収入	6,720	
受取手数料	664	
補助金収入	33	
雑収入	7,961	15,386
営業外費用		
支払利息	1,831	
雑損失	146	1,977
経常利益		**330,416**
特別損失		
減損損失	15,757	
投資有価証券評価損	50,800	
投資有価証券売却損	4,756	71,313
税引前当期純利益		**259,102**
法人税、住民税及び事業税	89,114	
法人税等調整額	△22,476	66,637
当期純利益		**192,464**

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月27日

株式会社アイリッジ
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石川 喜裕 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アイリッジの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイリッジ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月27日

株式会社アイリッジ
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　早稲田　宏　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石川　喜裕　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイリッジの2020年４月１日から2021年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月28日

株式会社アイリッジ　監査等委員会

監査等委員　松本雄大 ㊞

監査等委員　有賀貞一 ㊞

監査等委員　隈元慶幸 ㊞

（注） 監査等委員松本雄大、有賀貞一及び隈元慶幸は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	おだ　けんたろう 小田 健太郎 （1975年６月23日）	1999年４月　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ入社 2004年８月　ボストンコンサルティンググループ入社 2008年８月　当社設立 代表取締役社長（現任） 2018年６月　株式会社フィノバレー取締役（現任） 2018年６月　株式会社DGマーケティングデザイン（現株式会社Ｑｏｉｌ）取締役 2018年７月　株式会社DGコミュニケーションズ取締役 2018年10月　株式会社DGマーケティングデザイン（現株式会社Ｑｏｉｌ）代表取締役会長 2021年２月　株式会社Ｑｏｉｌ　代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社フィノバレー取締役 株式会社Ｑｏｉｌ代表取締役社長	2,275,000株
2	わたなべ　ともや 渡辺 智也 （1980年２月17日）	2003年４月　楽天株式会社入社 2013年８月　当社入社 2018年６月　株式会社DGマーケティングデザイン（現株式会社Ｑｏｉｌ）取締役（現任） 2018年８月　当社O2O事業部長兼経営企画グループ長 2018年10月　当社取締役兼O2O事業部長兼経営企画グループ長 2019年４月　当社取締役兼O2O事業部長 2020年４月　当社取締役兼テクノロジーパートナー本部長 2021年４月　当社取締役兼営業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Ｑｏｉｌ取締役	4,800株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	もりたりょうへい 森田亮平 （1986年4月30日）	2009年４月　野村證券株式会社入社 2017年８月　DBJ投資アドバイザリー株式会社入社 2019年10月　シタテル株式会社入社 2020年５月　当社入社 2020年５月　当社経営企画部長兼管理部副部長 2020年６月　当社取締役兼経営管理本部長（現任） 2020年６月　株式会社フィノバレー取締役（現任） 2020年６月　株式会社DGマーケティングデザイン（現株式会社Ｑｏｉｌ）監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社フィノバレー取締役 株式会社Ｑｏｉｌ監査役	－

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第２号議案　当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年10月25日開催の第８回定時株主総会において、年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額20,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名でありますが、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【取締役

の報酬等の決定方針】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

（ご参考）本議案が承認可決されることを条件として、対象取締役のほか、当社子会社の取締役に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を当社の取締役会の決議により支給する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から10年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）

（2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了又は死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は②当該対象取締役が役務提供期間満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に

関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【取締役の報酬等の決定方針】

当社は、2021年５月28日開催の取締役会において、非金銭報酬については2021年６月29日開催の第13回定時株主総会において第２号議案「当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

（１）基本方針

当社の取締役に対する報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び当社への貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

（２）基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、役位、職責、当社への貢献度に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

（３）非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額20,000千円以内（使用人兼務役員の使用人部分を除く。）、かつ、当社が発行又は処分する普通株式の総数は年間30,000株以内（ただし、普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合は、分割比率・併合比率に基づいて合理的な範囲内で調整を行う。）とする。取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

（4）金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、適切な支給割合となることを方針とする。

（5）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬については、代表取締役が原案を作成し、社外取締役を過半数とする社長、社外取締役及び社長が指名した者で構成する協議により決定する。

非金銭報酬については、取締役会の決議により取締役個人別の割当株式数を決定する。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区北青山三丁目６番８号
ザ ストリングス表参道 ３Ｆ パークアヴェニュー



最寄り駅　東京メトロ千代田線「表参道」駅下車Ｂ５番出口直結
東京メトロ銀 座 線「表参道」駅下車Ｂ５番出口直結
東京メトロ半蔵門線「表参道」駅下車Ｂ５番出口直結

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。